

障害者（児）施設防犯対策事業（障害福祉サービス事業所等）

～事業所等における防犯環境整備のための防犯設備設置等に係る経費の一部を補助します～

目的

平成28年7月に、神奈川県障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を契機として、社会福祉施設等において、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと安全確保との両立を目指して取組みを継続していくことの重要性が浮き彫りとなりました。本事業は、障害福祉サービス事業所等に対して、防犯設備の設置に係る費用の一部を補助することで、事業所の利用者の安全確保を図ることを目的としています。

補助対象

《補助対象施設》

- ・ 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）、福祉ホーム、相談支援事業所
- ・ 児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所
- ・ 重度身体障害者グループホーム事業

※障害者支援施設・障害児入所施設に対する防犯設備の設置に係る費用の補助は、「障害者（児）施設整備費補助事業（国庫補助）」により対応する。

【障害者（児）施設整備費補助事業（国庫補助） 東京都福祉保健局HP】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyoseikatukibanseibi/jigyouseikakusetsumeikai.html>

《補助対象事業》

① 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備

（対象工事の例示）

- ・ 外構の修繕工事
- ・ フェンスの追加設置工事、フェンスから塀への変更
- ・ 窓のサッシを二重にする改修工事

② 非常通報装置等の設置

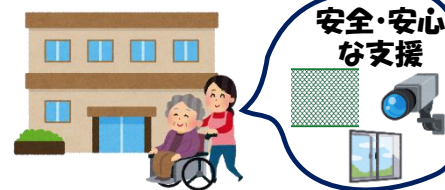
警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

（対象工事の例示）

- ・ 110番直結非常通報装置、防犯カメラ、カメラ付きインターホン、人感センサー等を設置する工事
- ・ その他、事業所の安全対策に必要な工事

対象となる整備・設備

フェンスの設置、警察への通報システム、防犯カメラ・電子錠の取付等



事業の実施主体

事業所所在地の区市町村（障害者施策推進区市町村包括補助事業「選択事業」に含む。）

※区市町村によって補助事業実施の有無、申請の手続き（スケジュール、提出書類等）が異なります。補助事業の活用をご検討の場合には、事業所所在地の区市町村にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

HP

東京都HP「障害者（児）施設防犯対策事業（障害福祉サービス事業所等）」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyoseikatukibanseibi/bouhantaisaku.html>

連絡先

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
【TEL】 03 - 5320 - 4152 【FAX】 03 - 5388 - 1407